

◎新潟県告示第1028号

入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和41年法律第126号）第6条第1項の規定により、堀越山入会林野整備組合代表者石塚太一から申請のあった堀越山入会林野整備計画について、その申請を適当と決定したので関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和3年9月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

堀越山入会林野整備計画書

2 縦覧の期間

令和3年9月10日から令和3年10月9日まで

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部林政課及び阿賀野市役所

4 その他

この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して30日以内に知事に申し出ることができる。